

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年2月6日付けで行った、法28条5項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

保護費の算定に当たり、障害基礎・障害厚生年金が受給されていないことなどが反映されていないため、請求人に係る保護費支給額が低く算定される結果となっている。また、請求人に対して、住宅費の扶助が必要である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年8月10日	諮問
平成30年9月28日	審議（第25回第3部会）
平成30年10月19日	審議（第26回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。
- (2) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項4号は、要保護者の資産及び収入の状況を掲げる。そして、同条2項は、同条1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとし、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対し書面をもって通知しなければならないと規定している。なお、厚生労働省令で定める事項として、法施行規則1条3項は、「要保護者の性別及

び生年月日」及び「その他必要な事項」を掲げる。

- (3) 法28条1項は、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため、必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるとし、同条5項は、保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避するときは、保護の開始の申請を却下することができる」と規定している。
- (4) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）によれば、「新規申請があった場合は、申請書、収入申告書及び資産申告書（預貯金等について記載したもの）を徴し、可能な範囲で当該記入内容を証明するための資料の提出を求める。」とした上で、「申請時に申請書以外の書類や資料が提出されなくとも、申請は受理する必要がある。協力を得られず未提出等により調査ができないため、保護の要件が確認できない場合は、法第28条第5項により申請を却下することとなる。」とされている（運用事例集問10-4の回答1）。

また、「預貯金の把握については、資産申告書に基づいて、対象者からその状況を聞き取るとともに、預金通帳等の提示を求める。」、「年金・手当等の受給者についてはそれらが振り込まれている通帳…も提示を求め、残高を確認するとともに、過去1年間程度の入出金の状況を確認する。」とされている（同回答2）。

運用事例集による上記各取扱いは、法28条1項及び5項の規定による資料の提出要求及び保護申請却下の処理について具体的に示したものであって、合理性が認められるものである。

2 これを本件についてみると、請求人は、本件申請に当たって、処分庁に対して、本件申請書とともに本件収入申告書等を提出しているものの、本件収入申告書等を見ると、自己の収入ないし資産に関する事項であるにもかかわらず、その記載の多くが「不明」とされ、また負債（借金）があると申告しているにもかかわらず、負債の金額及び借入先が全く記載されてない。こうした事情を踏まえて、処分庁が、本件申請において、請求人の提出した本件収入申告書等は請求人の資産及び収入の状況に関する申告の体をなしておらず、法24条1項4号の規定により生活保護開始の申請に当たって請求人に義務付けられている要保護者の資産及び収入の申告が実質的に行われていないと評価したことは、十分首肯できる。

また、処分庁は、本件申請に基づいて、請求人に対する保護の決定又は実施のため、請求人に対し、請求人の資産及び収入の状況を調査することができることとされているところ（1・3）、請求人は担当者からの電話連絡に応じることはなく、また、請求人が、担当者に対して電話連絡をした時には、担当者が請求人に対して年金の受給状況を確認するための調査協力を申し入れたことに対し、合理的な理由を示すことなく協力に応じる回答をしなかったことが認められる。

これらの事情の下では、処分庁が、請求人に関する保護の要否及び程度について確認できなかったことを理由として、「申請時に申請書以外の書類や資料が提出されなくとも、申請は受理する必要がある。協力を得られず未提出等により調査ができないため、保護の要件が確認できない場合は、法第28条第5項により申請を却下することとなる」とされていることとする取扱い（1・4）を踏まえて、本件処分を行ったことは妥当であることから、本件処分に取り消すべき違法・不当性があるということはできないことは明らかである。

3 請求人は、上記第3のとおり主張し、本件処分は違法ないし不当であ

るという。しかし、本件処分は、上記 2 に示したとおり、請求人に関する保護の要否及び程度について確認できなかったことを理由とするものである。請求人の主張は、その当否を検討する前提を欠いたものであり、失当である。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成